

都南の園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 136 号

都南の園管理規則の一部を改正する規則

都南の園管理規則（昭和 51 年岩手県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短期入所事業)</p> <p>第 3 条 都南の園においては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第 8 項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(入所資格)</p> <p>第 4 条 都南の園に入所できる者は、次の各号に掲げる部門ごとに、当該各号に定める資格を有する者とする。</p> <p>(1) 肢体不自由児施設入所部門</p> <p>上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童で、長期の治療及び生活指導訓練等を必要とするもの（以下「肢体不自由児」という。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 身体障害者更生施設肢体不自由者入所部門</p> <p>身体障害者手帳を所持する肢体不自由者で、更生の意欲が強く、かつ、更生に必要な訓練に適応する能力を有し、及び自助動作の機能が回復する見込みがあると認められるもの</p> <p>(4) [略]</p> <p>(退所)</p> <p>第10条 園長は、入所者（<u>身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費を受給している者</u>（以下「<u>施設訓練等支援費受給者</u>」という。）を除く。）のうち、健康上その他の理由で退所することが適当と認めるものがあるときは、その旨を児童相談所長又は市町村長に報告し、必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(費用)</p> <p>第11条 園長は、<u>障害者自立支援法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等が短期入所事業を利用したときは、当該支給決定障害者等から障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第2号に定める費用を徴収することができる。</u></p> <p>2 園長は、<u>施設訓練等支援費受給者が身体障害者更生施設肢体</u></p>	<p>(短期入所事業)</p> <p>第 3 条 都南の園においては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。<u>以下「法」という。</u>）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第 8 項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(入所資格)</p> <p>第 4 条 都南の園に入所できる者は、次の各号に掲げる部門ごとに、当該各号に定める資格を有する者とする。</p> <p>(1) 肢体不自由児施設入所部門</p> <p>上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「<u>肢体不自由</u>」<u>という。</u>）のある児童で、長期の治療及び生活指導訓練等を必要とするもの（以下「<u>肢体不自由児</u>」<u>という。</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 身体障害者更生施設肢体不自由者入所部門</p> <p>身体障害者手帳を所持する肢体不自由のある者（以下「<u>肢体不自由者</u>」<u>という。</u>）で、更生の意欲が強く、かつ、更生に必要な訓練に適応する能力を有し、及び自助動作の機能が回復する見込みがあると認められるもの</p> <p>(4) [略]</p> <p>(退所)</p> <p>第10条 園長は、入所者（<u>法附則第21条第1項の規定により介護給付費を受給している者</u>（以下「<u>介護給付費受給者</u>」<u>という。</u>）を除く。）のうち、健康上その他の理由で退所することが適当と認めるものがあるときは、その旨を児童相談所長又は市町村長に報告し、必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(費用)</p> <p>第11条 園長は、<u>法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等が短期入所事業を利用したときは、当該支給決定障害者等から障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第120条第3項に定める費用を徴収することができる。</u></p> <p>2 園長は、<u>介護給付費受給者が身体障害者更生施設肢体不自由</u></p>

<p>不自由者入所部門において身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設訓練等支援費受給者から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。次項において「省令」という。）第9条の15第1号に定める費用を徴収することができる。</p> <p>3 園長は、施設訓練等支援費受給者が身体障害者更生施設肢体不自由者通所部門において指定施設支援を受けたときは、当該施設訓練等支援費受給者から省令第9条の15第2号に定める費用を徴収することができる。</p>	<p>者入所部門において法附則第20条の規定により法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスとみなされる法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の指定施設支援（以下「身体障害者指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、当該介護給付費受給者から障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下次項において「旧省令」という。）第15条第3項第1号に定める費用を徴収することができる。</p> <p>3 園長は、介護給付費受給者が身体障害者更生施設肢体不自由者通所部門において身体障害者指定旧法施設支援を受けたときは、当該介護給付費受給者から旧省令第15条第3項第2号に定める費用を徴収することができる。</p> <p>4 園長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者（同法第63条の3の2第3項により障害児又は障害児の保護者とみなされる者を含む。以下「施設給付決定保護者等」という。）が肢体不自由児施設入所部門において同法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（以下「障害児指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設給付決定保護者等から児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号。次項において「省令」という。）第75条第3項第1号に定める費用を徴収することができる。</p> <p>5 園長は、施設給付決定保護者等が肢体不自由児施設通園児童療育部門において障害児指定施設支援を受けたときは、当該施設給付決定保護者等から省令第75条第3項第2号に定める費用を徴収することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。